

院内清掃業務委託
事業者選考プロポーザル
実施要領

平成29年12月

加賀市

I 目的

加賀市医療センターの衛生環境を適切に維持管理し、院内感染防止対策をはじめ安全性に留意すると共に、建材の保持を図ることを目的として、その委託事業者を選考する公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

II 業務概要

- 1 件 名 院内清掃業務委託
- 2 業務内容 加賀市医療センターにおける院内清掃業務
- 3 業務場所 施設名： 加賀市医療センター
所在地： 石川県加賀市作見町リ 3 6 番地
- 4 契約期間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの期間

III プロポーザル

プロポーザルは公募型とし、公募に応じて本手続により参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）に対し、あらかじめ定められた評価項目に基づいて審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選考する。

IV 参加資格

本業務を履行する能力を有し、かつ公告日から契約日までにおいて、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- 3 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 3 0 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがなされているなど、契約を履行することが困難と認められる状態となっていないこと。
- 4 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 1 1 年法律第 1

58号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

- 5 加賀市暴力団排除条例(平成24年加賀市条例第1号)に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 6 財団法人医療関連サービス振興会が指定する医療関連サービスマークの認定を受けている業者であるか、または医療法第15条の2の業務委託基準に適合する者であることを証明できる者。
- 7 平成24年4月から当該企画提案書等の提出日までの間に、北陸3県(石川、富山、福井)における病床数150床以上の病院(設立主体を問わない。)の院内清掃業務を受託した実績を有すること。
- 8 次に挙げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 市町村税(地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ 本店が所在する都道府県の事業税
 - ウ 消費税及び地方消費税

V 手続き等

1 プロポーザルの日程(予定)

- (1) 平成29年12月 4日(月) 公告及びプロポーザル資料の公開
- (2) 平成29年12月 4日(月) 質問受付開始
- (3) 平成29年12月11日(月) 質問受付終了
- (4) 平成29年12月18日(月) 質問及び回答の公表
- (5) 平成29年12月18日(月) 参加表明書、企画提案書等受付開始
- (6) 平成30年 1月15日(月) プロポーザル資料の公開終了、参加表明書、企画提案書等受付終了
- (7) 平成30年 1月22日(月) プレゼンテーション及び審査
- (8) 平成30年 1月26日(金) 審査結果通知

2 資料の公開

(1) 資料名

院内清掃業務委託事業者選考プロポーザル実施要領(資料1)

(2) 公開期間

平成29年12月4日（月）から平成30年1月15日（月）の間に、加賀市医療センターのホームページに資料を公開する。

その他の資料については加賀市医療センター総務課にて公布を受けるか、電子メールにて請求すること（公布を受ける場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時（ただし、午後0時から午後1時の間を除く。））。

3 質問及び回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、次の書類を作成し、提出すること。
なお、電話等での口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出期間

平成29年12月4日（月）午前9時から平成29年12月11日（月）午後4時まで

(2) 提出先

加賀市医療センター 総務課

メールアドレス：soumu@city.kaga.lg.jp

(3) 提出方法

担当者のEメールアドレスから電子メールを送信し、必ず電話にて提出先に着信の確認を行うこと（確認は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時（ただし、午後0時から午後1時の間を除く。））。

(4) 提出書類

質問書（様式5）

なお、ファイルはマイクロソフト社のワード形式で提出すること。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、平成29年12月18日（月）までに応募用資料を公布した全員に対して電子メールにて通知する。

4 参加表明の提出及び企画提案書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者（以下「申請者」という。）は、次の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出期間

平成29年12月18日（月）から平成30年1月15日（月）の土曜日、

日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時（ただし、午後0時から午後1時の間を除く。）まで。

(2) 提出先

加賀市医療センター 総務課

(3) 提出方法

上記提出先に持参すること。

郵送の場合は、配達記録が残るものとし、受付期間中（最終日は午後4時まで。）に必着とする。

なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。

(4) 提出書類

申請者は、院内清掃業務委託事業者選考プロポーザル提案書等作成要領（資料2）等に従い、以下のものを提出すること。

ア 参加表明書（様式1）

イ 企業概要書（様式2）

ウ 業務実績証明書（様式3）

エ 企画提案書（様式6）

オ 従業員実績調書（様式7）

カ 提案見積書、月間管理費内訳（様式8-1、8-2）

キ 納税証明書

ク 登記事項証明書

ケ 医療関連サービスマーク認定証書

5 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を作成し、加賀市医療センター総務課に提出すること。

なお、参加を辞退した者は、これを理由として、以降に不利益な取扱いをうけるものではない。

6 プレゼンテーションの説明内容及び参加者

参加者は提出済みの企画提案書に沿った内容について、プレゼンテーションを行うこと。

(1) プレゼンテーション資料の提出（別途資料を作成する場合のみ）

ア 提出日時 平成29年12月18日（月）から平成30年1月15日（月）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時（ただし、午後0時から午後1時の間を除く。）まで

イ 提出場所 加賀市医療センター 総務課

ウ 提出内容 プレゼンテーション提案内容に基づき作成し、正本1部、副本10部を提出。

書類中に社名、事業者等を特定できるものを記載しないこと。

(2) 書類による事前審査の実施について

ア 企画提案書等提出者が多数の場合、提出書類の業務実績証明書（様式3）の受注件数を評価し、プレゼンテーション参加業者を決定する場合がある。

イ 参加の可否、詳細は、企画提案書の受領後連絡する。

(3) プレゼンテーションの実施方法

ア 実施日 平成30年1月22日（月）

イ 時間場所 参加資格を有すると認められた者に後日通知する。

ウ 内 容

- ・参加表明書の提出順で、各業者30分の間（質疑応答10分含む。）に提案項目に沿ってプレゼンテーションを行う。
- ・提案については、具体的かつ実践的な提案をすること。

エ 参加人員、配布資料等について

- ・参加人員は1業者5名までとする。なお、当該業務における管理責任者として配置が予定される者は、必ず参加すること。
- ・説明を行う際、プロジェクター等の使用は自由とする。加賀市医療センターの備品を使用可能とするが、その場合は実施日以前に申し出ること。
- ・プロジェクターを使用する場合、プロジェクターに接続するデータはノートパソコン等で持参すること（パソコンの貸し出しは行わない。）。

オ 結果発表 平成30年1月26日（金）を目途に参加業者に通知。

VI 選考方法及び審査

1 選考委員会

提案内容や提案見積書を総合的に審査するために、加賀市医療センター院内清掃業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 評価項目

次の項目について評価を行う。

評価項目	概要	配点
提案内容	企画提案書及びその内容に対するプレゼンテーションについて評価する。	110点
業務実績	管理責任者の業務実績について評価する。	10点
	事業者の業務実績について評価する。	20点
提案見積	提案見積の金額を評価する。	60点
合計		200点

3 審査方法

選考委員会は、評価基準に基づき評価項目を評価し、参加者を審査し、最も評価の高い最優秀者及び次に評価の高い者を選考し、加賀市病院事業管理者に報告する。加賀市病院事業管理者は、選考委員会の選考結果を踏まえて、最優秀者を優先交渉権者に、次に評価の高い者を次点者として決定する。

4 結果通知

審査後、審査結果をすべての参加者に書面で通知する。

なお、採点及び評価基準は、原則公表しないものとし、結果の問い合わせについては応じない。

VII 契約の締結

1 契約の交渉

優先交渉権者として選考された者と契約の交渉を行う。ただし、協議が整わない場合は次点者と協議を進め、受注者を決定する。

契約の交渉にあたっては、参加者の提案内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて協議を行った上で決定するものとする。

なお、本業務が提案に添って良好に遂行できたと認められた場合に限り、平成31年度以降の業務の委託について優先的に当該事業者と協議する。ただし、平成32年度までの継続とし、各年度の当該業務に係る予算が成立することを条件とする。

2 資格の喪失

契約の日までの間に、交渉権者が参加条件に定める条件のうち一つでも欠落した場合は、契約を締結しないことができる。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。

Ⅷ その他

1 プロポーザルに係る文書の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

2 参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、プロポーザルを公正に執行することができない状態にあると認めたとき並びに不慮の都合により、本プロポーザルを延期し、又はこれを中止することがある。その場合は、周知することとする。

3 プロポーザルを延期又は中止した場合においても、参加者が本プロポーザルの参加のために要した費用について、本市でその負担に応じることはない。

4 無効となる提案

以下に掲げる者の行った提案は無効とする。

(1) プロポーザルに参加する資格が認められない者

(2) 実施要領等の規定に違反した者

(3) 虚偽の内容を記載した者

(4) 提出書類について、金額、氏名並びにその他重要な文字が誤脱したもの又は不明確なものを提出した者

(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者

(6) 審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者

- 5 企画提案書等を提出した者は、その内容に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 提出された書類は返却しない。
- 7 参加者が本プロポーザル参加に要した費用については、すべて参加者が負担するものとする。
- 8 提出書類に記載した管理責任者を変更する必要が発生した場合は、その旨を加賀市医療センターに報告をした上で、業務に支障が出ないように引継ぎ等の対応を適切に行うこと。
- 9 加賀市医療センターは、必要に応じて提出書類を追加又は変更し、提出を求めることができる。
- 10 審査結果についての異議申立ては受け付けない。
- 11 加賀市医療センターから受領した資料は、本プロポーザルの提出書類の作成以外に使用してはならない。
- 12 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- 13 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- 14 審査の公平性、透明性及び客観性を期するため、全事業者の得点及び順位を公表する場合がある。
- 15 預かった個人情報、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供しない。
- 16 公表されている資料を除き、本プロポーザルで交付された資料について、加賀市医療センター総務課の了解なく、公表及び使用してはならない。

Ⅸ 事務局

〒922-8522 石川県加賀市作見町リ 36 番地

加賀市医療センター 総務課

電話 0761 - 72 - 5276 (直通)

FAX 0761 - 76 - 5263

E-mail soumu@city.kaga.lg.jp

担当 道見、石本、加藤

【様式一覧】

様式 1	参加表明書
様式 2	企業概要書
様式 3	業務実績証明書
様式 4	参加辞退届
様式 5	質問書
様式 6	企画提案書（表紙）
様式 7	従業員実績調書
様式 8 - 1	提案見積書
様式 8 - 2	月間管理費内訳